

## 公益社団法人全国老人保健施設協会表彰規程

平成 23 年 9 月 30 日 制定

平成 24 年 12 月 7 日 一部改正

### (通 則)

第 1 条 公益社団法人全国老人保健施設協会（以下「本協会」という）の会員並びに会員施設の役員及び職員に対する本協会の表彰に関しては、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

2 前項に規定する者以外に対する本協会の表彰に関しては、この規程を準用する。

### (表彰の基準)

第 2 条 会長は、毎年 4 月 1 日現在において、次の各号の一に該当する者を表彰する。

- (1) 介護老人保健施設の代表者又は従事者として 15 年以上業務に精勤し、本協会及び支部活動並びに地域の活動において功績が顕著である者
- (2) 老人保健福祉に貢献する研究、発明、発見、考案、工夫等を行った者
- (3) 災害、事故等の発生時に、危険を顧みず身を挺して職責をつくした者
- (4) 正会員施設及び賛助会員（団体）として本協会加入年数が 20 年以上に達した者
- (5) 本協会役員または支部長等として 5 年以上在職した者
- (6) 常設委員会等の委員として、8 年以上活動した者。但し、外部学識経験者（非会員）にあっては当該規定の活動年数は適用しない。
- (7) 実地研修指定施設として、5 年以上活動した会員施設
- (8) その他会長が特に必要と認めた者及び団体

### (表彰の方法)

第 3 条 表彰は、表彰状または感謝状を授与して行う。

2 前項の表彰状及び感謝状には、必要に応じて副賞を添えることができる。

### (表彰の時期)

第 4 条 表彰は、毎年 1 回、全国介護老人保健施設大会において行う。ただし、会長及び理事会が特に授与の必要と認めたものについてはその限りではない。

### (表彰の公示)

第 5 条 被表彰者の氏名、功績等は、本協会機関誌『老健』に公示することができる。

### (表彰審査会)

第 6 条 本協会に表彰審査のための審査会を置く。

- 2 審査会の委員は、会長がこれを委嘱する。
- 3 委員の任期は、役員の任期と同じとする。
- 4 委員長は、委員の中から会長がこれを委嘱する。
- 5 審査会は、会長の諮問に応じ、第 2 条に掲げる表彰について審査し、被表彰者の選考を行う。

(顕彰)

第7条 第2条第3号に該当する者で、殉職した者については顕彰する。

2 顕彰の方法等については、表彰に準じて行うものとする。

(叙勲候補者等の推薦)

第8条 会長は、叙勲、褒賞又は厚生労働大臣表彰にかかる候補者の推薦を行うことができる。

2 前項の推薦は、審査会の議を経て、会長がこれを行う。

(大臣表彰候補の推薦)

第9条 厚生労働大臣表彰にかかる被表彰候補者の推薦は、厚生労働大臣の定める基準を満たすものの中から審査会の議を経て会長が推薦する。

(実施細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

(規程の変更)

第11条 この規程を変更するときは、理事会の決議を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年12月7日から施行する。